

あっせん状況について

平成 14 年 7 月
日本証券業協会

平成 14 年 4 月から同年 6 月までの間にあっせん委員により和解が成立した事案のうち、主な事案の概要は次のとおりである。

地区名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛 争 の 概 要 (申立人の主張及び被申立人の主張)	申 立 人 の 請 求 額	紛 争 解 決 の 状 況
東京	平 13.9	個人 2 名 (70 歳、64 歳)	証券会社	< 申立人の主張 > 配当のない株式である旨を説明せず当該銘柄を買い付けさせられたほか、高齢で精神的に不安定な夫との取引については申立人の了承を得よう被申立人に指示していたにも拘らず、夫との連絡のみで株式を買い付けさせる等により、損失が発生した。 < 被申立人の主張 > 配当のない株式である旨を説明しなかったことは認めるが、夫との取引にあっては夫から直接受注しており問題はない。	約 4,518 万円	平成 14 年 4 月、あっせん委員は、配当のない株式である旨を説明しなかったこと、苦情の申立を放置していたこと、また、申立人には苦情申立後に売却の機会があったこと等を勘案し、計 160 万円のあっせん案を提示したところ、双方が合意し同額を申立人に支払うことで和解成立
東京	平 13.11	個人(87 歳)	証券会社	< 申立人の主張 > 保有する投信が危ないと支店長が言うので、支店長ともなると我々が知らない情報を持っていると思い人柄を信頼して乗り換え、また、保有する他の投信の配当が維持できなくなると支店長が言うので別の投信に乗り換えたところ、損失が発生した。 < 被申立人の主張 > 申立人が保有投信の評価損に不満を抱いていたことから、評価損挽回のため説明のうえ乗換えを勧めたものである。	約 2,795 万円	平成 14 年 4 月、あっせん委員は、取引自体には問題がないと申立人も認めているが、財産の大部分を被申立人に預託し公社債投信を中心に運用していた年金生活者である申立人に株式投信 2 銘柄への集中投資を提案したことが適切か否か疑わしい、また、申立人が理解できる説明をしたか疑問であるとして、双方に互譲を求めたところ、請求額に対し約 140 万円を申立人に支払うことで和解成立